

(平成18年4月11日確認)

北海道アライグマ・アメリカミンク防除実施計画（全体計画）

1 防除の対象

- (1) プロキユオン・ロトル（アライグマ）
- (2) ムステラ・ヴィソン（アメリカミンク）

2 防除を行う区域

北海道全域

3 防除を行う期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

4 生息等状況

(1) アライグマ

- ① 生息または目撃情報のあった市町村 別記1-1のとおり
- ② 捕獲数及びワナかけ数 別記1-2のとおり
- ③ 農業等被害額の推移 別記1-3のとおり

(2) アメリカミンク

- ① 生息情報 別記2-1のとおり
- ② 捕獲数及び水産業等被害額 別記2-2のとおり

5 防除の目標

(1) アライグマ

「野外からの排除」（完全排除）を長期的な目標とする。

なお、本道における当面5年間の目標としては、被害の低減化及び生息域拡大の阻止を図ることとする。

(2) アメリカミンク

被害の低減化を目標とする。

6 防除の方法

北海道における防除の方法の詳細は、別添「北海道における防除の方法」のとおり。

(1) 調査

現在の生息等情報などの知見に基づき、当面、次の方法で防除を進め、今後、並行して、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

(2) 捕獲の方法

原則として、次の方法により捕獲する。

① 使用する捕獲用具の名称

箱ワナ（Woodstream 社製 Havahart Large Collapsible Pro Cage Model1089 又はこれと同形式の方法でアライグマを捕獲できるもの。別記3参照。）

なお、捕獲猟具毎に、箱ワナまたは箱ワナの周辺に、別記4ワナ標識を装着する。

② 誘引餌

揚げパン類、菓子類（キャラメルコーンなど）、ドッグフード

③ 見回り

原則として、ワナ設置場所を一日一回以上巡視する。

④ 捕獲個体の処分

捕獲した場合には、逸出防止のため箱ワナを強化し、車の荷台等に寄せ処分場所へ搬送し、できる限り苦痛を与えない方法により殺処分する。処分した個体は、廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体について、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第五条第一項に基づく飼養等の許可を得ている者又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができる。

(3) 在来動物への配慮

① 在来の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域においては、混獲を避けるよう配慮する。

② (2) ②以外の餌を使用する場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行う。

③ アライグマまたはアメリカミンク以外の動物が捕獲された場合には、速やかに放逐する。

(4) 北海道における防除区域及び防除従事者等

別添「北海道における防除の方法」のとおり。

ただし、次について留意する。

① 防除従事者は、原則として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法。）に基づく網・わな猟免許を有するものとする。

ただし、防除を実施する主体毎に技術講習会を開催するなど、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保できる場合には、免許非所持者を含むことができる。

② 防除従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を確保することとし、防除従事者台帳を作成するとともに、必要に応じて更新する。

③ 防除従事者は、本法に基づく防除を実施していることを証する別記5防除従事者証を携帯し、地域住民に説明を求められた場合には、防除の趣旨について説明するよう努める。

(5) 捕獲の際の留意事項

① 鳥獣保護法第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

② 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わない。

- ③ 鳥獣保護法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域内では、禁止された猟法により捕獲を行わない。
- ④ 鳥獣保護法第35条第1項に基づく銃猟禁止区域では、銃器による防除を行わない。
- ⑤ 鳥獣保護法第36条に基づく危険猟法による防除は行わない。
- ⑥ 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条で禁止されている行為を行わない。

(6) モニタリング

道は、次の情報を市町村等から収集し、防除の効果を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

また、防除の主体毎に、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、効率的な防除に努める。

- ① アライグマの生息または目撃情報のあった市町村数
- ② アライグマ及びアメリカミンクの捕獲数、ワナかけ数
- ③ アライグマ及びアメリカミンクの農業等被害額
- ④ 生態系への影響等

7 関係者との調整等

(1) 普及啓発

道民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を積極的に行う。

(2) 防除手法等の技術開発

関係機関が連携し、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努める。

(3) 合意形成

防除を実施する主体毎に、事前に地域住民等への周知を図るとともに、必要に応じて、住民説明会の開催や土地・施設の所有者・管理者等との調整など、必要な措置を講じる。

8 関係法令の遵守

関係法令を遵守するものとする。

北海道における防除の方法

1 防除の主体

- (1) 住 所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (2) 氏 名 北海道
- (3) 連絡先 (電話) 011-204-5205
(担当) 環境生活部環境室自然環境課 特定生物グループ

2 北海道が実施する防除の区域 北海道全域

3 管内における生息等情報

- (1) アライグマ
 - ① 生息または目撃情報のあった市町村 全体計画別記1-1のとおり
 - ② 捕獲数及びワナかけ数 全体計画別記1-2のとおり
 - ③ 農業等被害額の推移 全体計画別記1-3のとおり
- (2) アメリカミンク
 - ① 生息情報 全体計画別記2-1のとおり
 - ② 捕獲数及び水産業等被害額 全体計画別記2-2のとおり

4 管内における防除の目標

- (1) アライグマ
「野外からの排除」(完全排除)を長期的な目標とする。
なお、本道における当面5年間の目標としては、被害の低減化及び生息域拡大の阻止を図ることとする。
- (2) アメリカミンク
被害の低減化を目標とする。

5 防除の方法

- (1) 箱ワナ
全体計画に示すとおり。
- (2) エッグトラップ(アライグマに係る新たな捕獲技術開発)
 - ① 使用する捕獲用具の名称
エッグトラップ(別記6参照)
なお、捕獲用具(周辺)毎に、別記4ワナ標識を装着する。
 - ② 捕獲用具の内部に塗布する誘引餌
ピーナツバター、ハチミツなど
 - ③ その他
全体計画6(2)~(5)に準じて実施する。

6 管内における防除従事者と更新の方法等

別記7防除従事者台帳を作成し、北海道環境生活部環境室自然環境課特定生物グループで管理するとともに、原則として、毎年4月に更新する。
なお、必要に応じて、随時、更新できるものとする。

7 モニタリング

次の情報について収集し、モニタリングを行い、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努める。

また、生息状況及び被害状況を可能な限りの確に把握し、効率的な防除に努める。

- ① アライグマ及びアメリカミンクの捕獲数
- ② ワナかけ数
- ③ 農業等被害額
- ④ 生態系への影響等

8 緊急的な防除

緊急的な防除が必要になった場合については、環境省及び関係機関と連絡調整の上、連携を図りながら、原則として全体計画6(2)～(5)に準じて、捕獲するよう努める。

9 関係者との調整等

(1) 管内における普及啓発

道民に対する防除実施に係る理解の増進を図るため、ホームページなどの広報媒体による普及啓発を積極的に行う。

(2) 防除手法等の技術開発

北海道地方環境事務所及び北海道大学等と連携し、エッグトラップ(別記6参照)による捕獲など、新たな捕獲技術開発を行い、その成果に係る情報の普及に努める。

(3) 管内における合意形成のための防除に関する説明会の開催、関係者との調整

次の調整等を行う。

- ① 防除を実施する区域に国有林などが含まれる場合には、必要な許可を取得する。
- ② 防除を実施する区域の土地及び関係施設の所有者又は管理者については、個別に説明するなど必要な調整を図り、了解を得る。

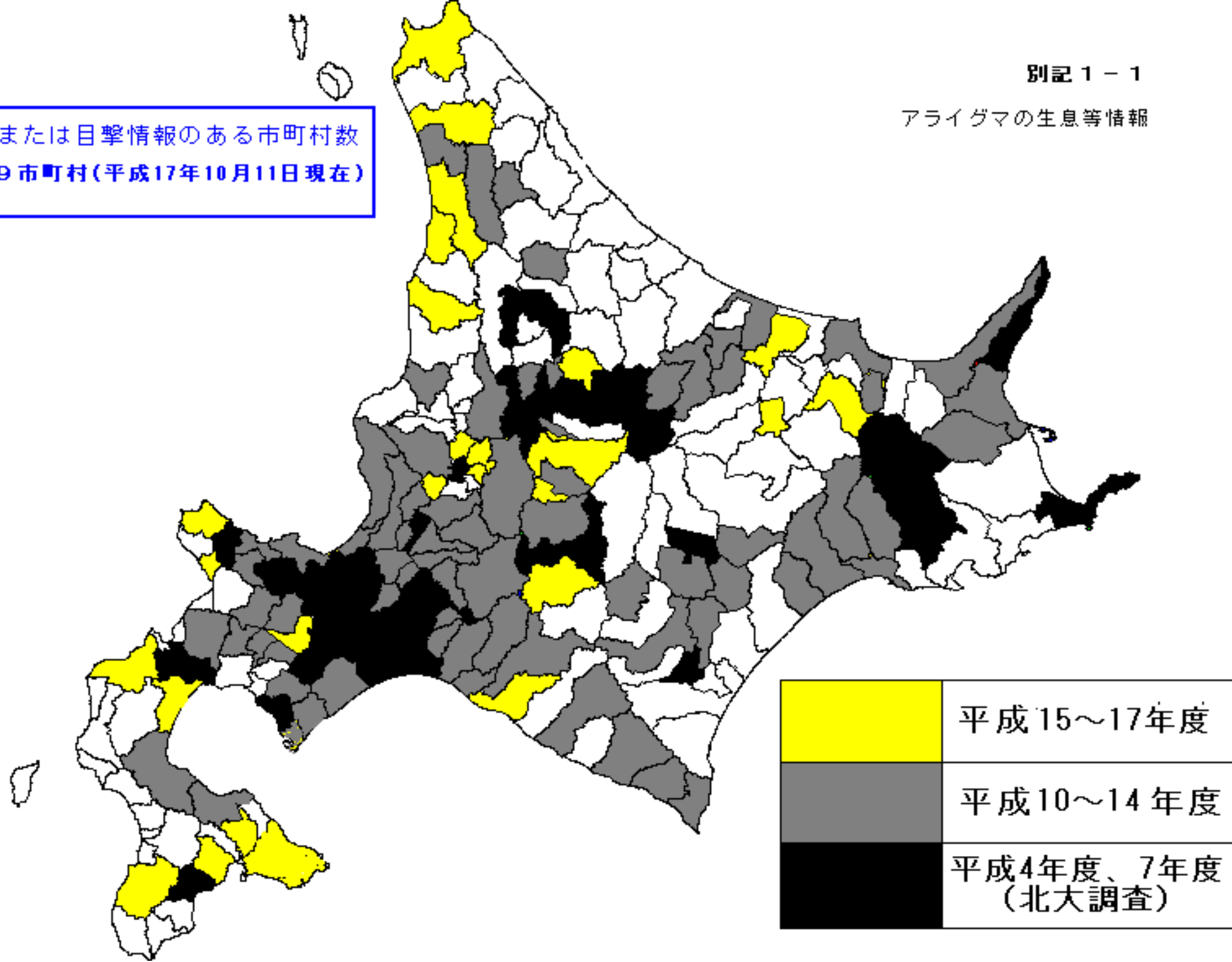
10 参考添付資料

平成17年度アライグマ捕獲調査業務処理要領

別記 1 - 1

アライグマの生息等情報

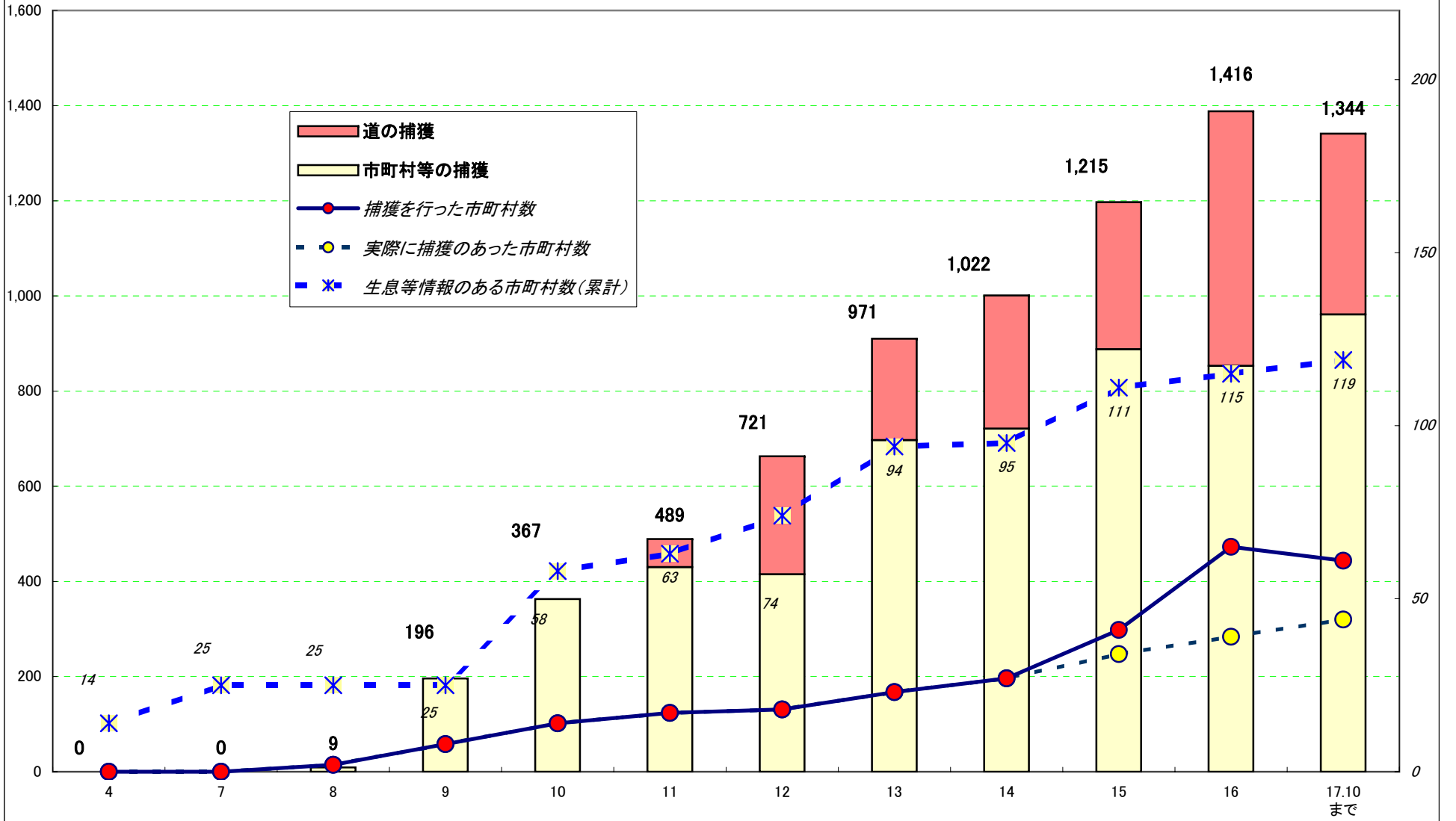
生息または目撃情報のある市町村数
119市町村(平成17年10月11日現在)



生息・目撃情報とアライグマ捕獲数の推移

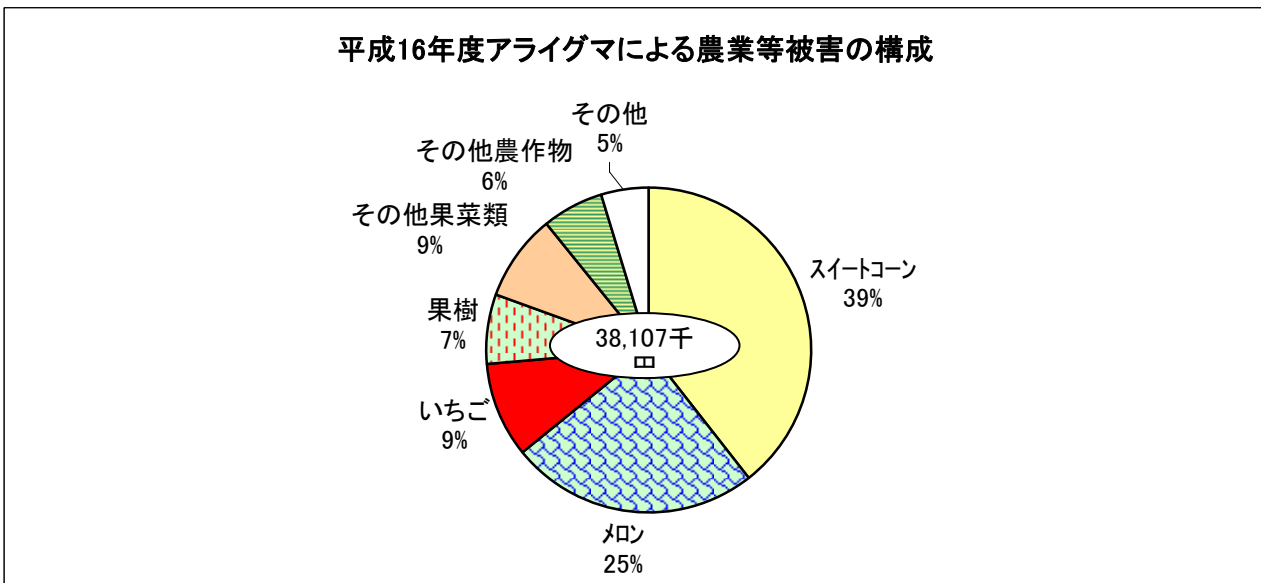
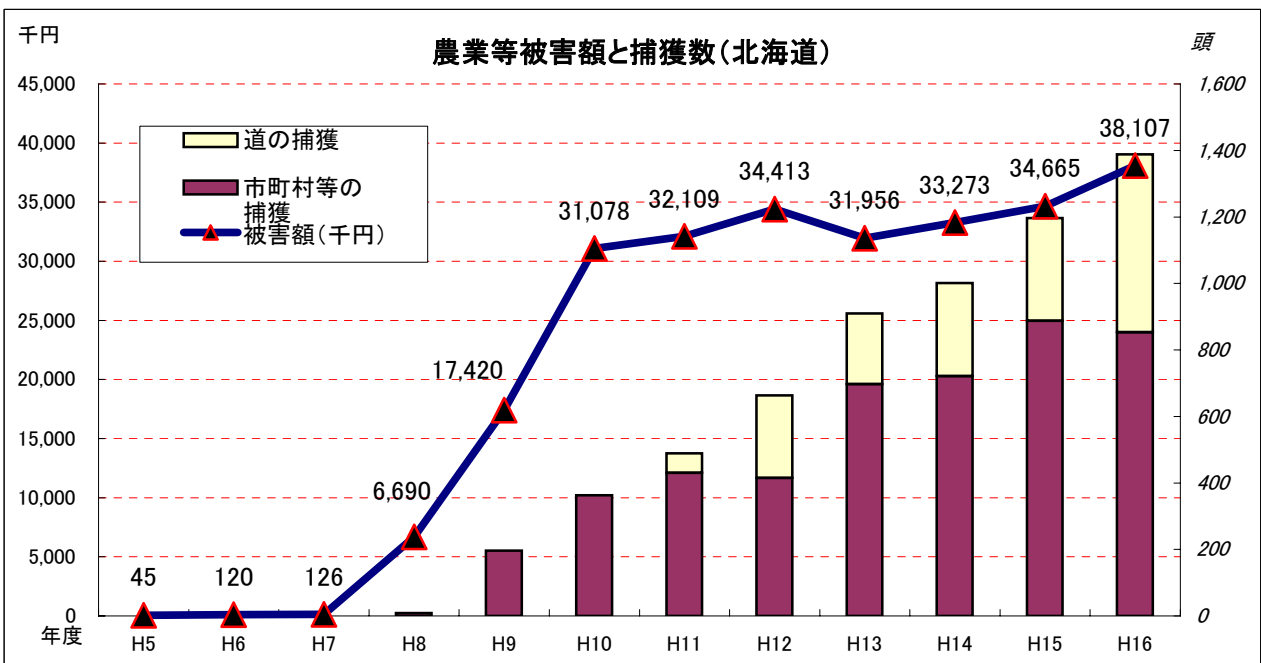
捕獲頭数(頭)

市町村数

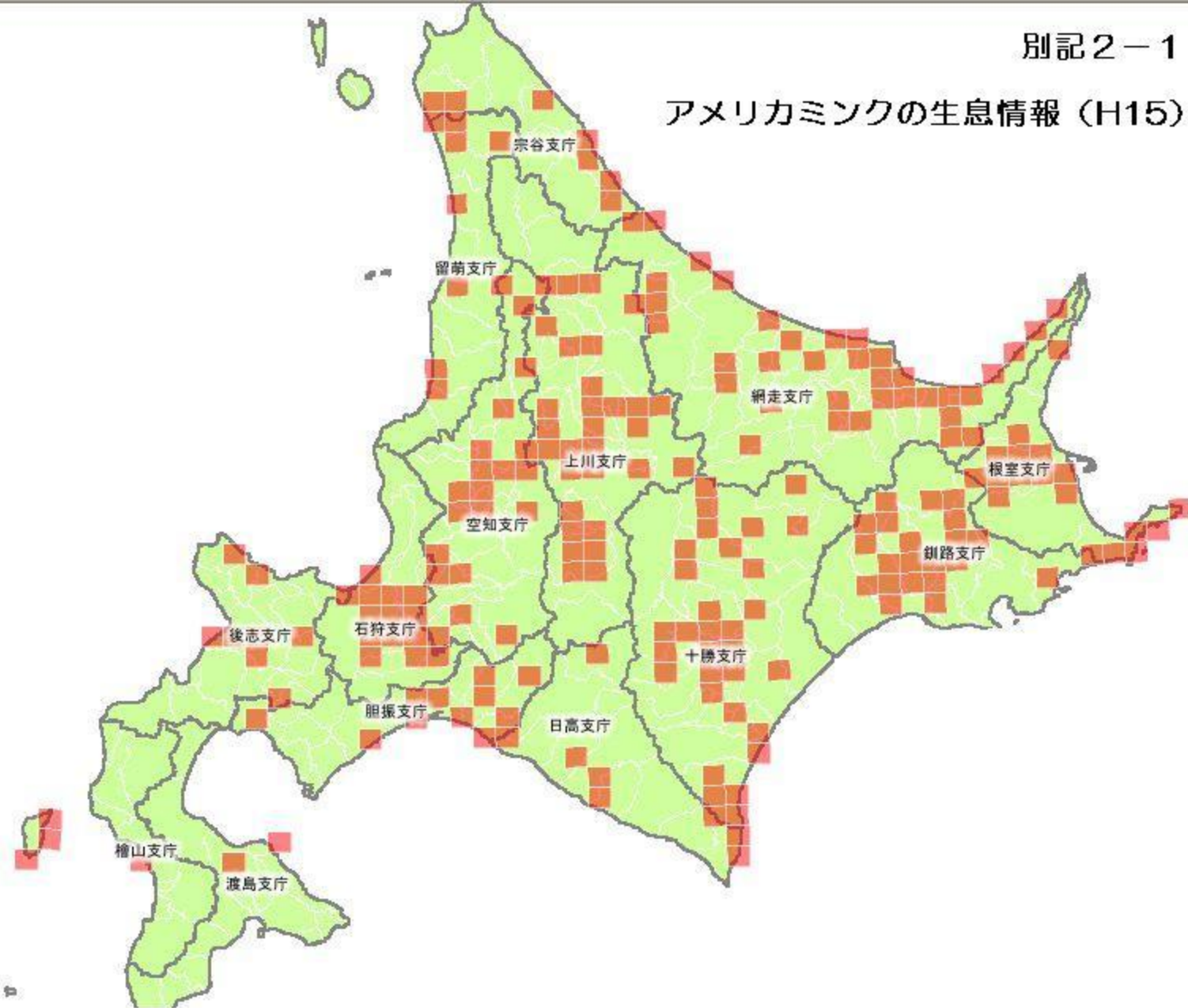


アライグマによる農業等被害額の推移

区 分	年度別農林水産業被害額(千円)											
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
被害額(千円)	45	120	126	6,690	17,420	31,078	32,109	34,413	31,956	33,273	34,665	38,107
捕獲数 (狩猟を含む。)				9	196	367	489	721	971	1,022	1,215	1,416
道の捕獲							59	248	213	280	309	535
市町村等の 捕獲				9	196	363	430	415	697	721	888	853
狩猟・ 交通事故等				0	0	4	0	58	61	21	18	28

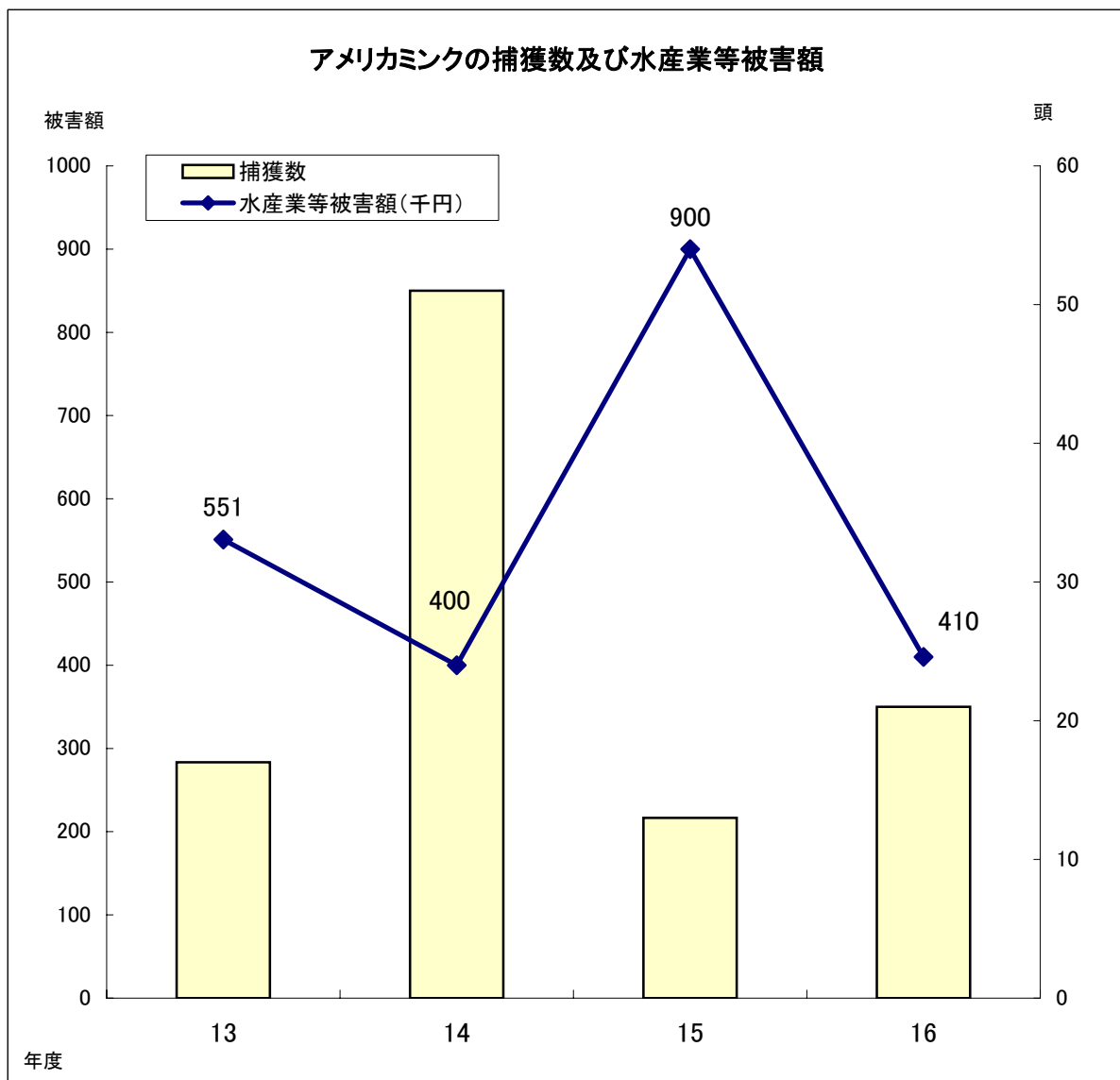


アメリカミンクの生息情報 (H15)



アメリカミンクの捕獲数及び水産業等被害額

年度	13	14	15	16
水産業等被害額(千円)	551	400	900	410
捕獲数	17	51	13	21





[写真左上] 組み立て時
[写真右上] 組み立て時正面
[写真左下] 折りたたみ時

(別記4ワナ標識)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマ及びアメリカミンクの防除

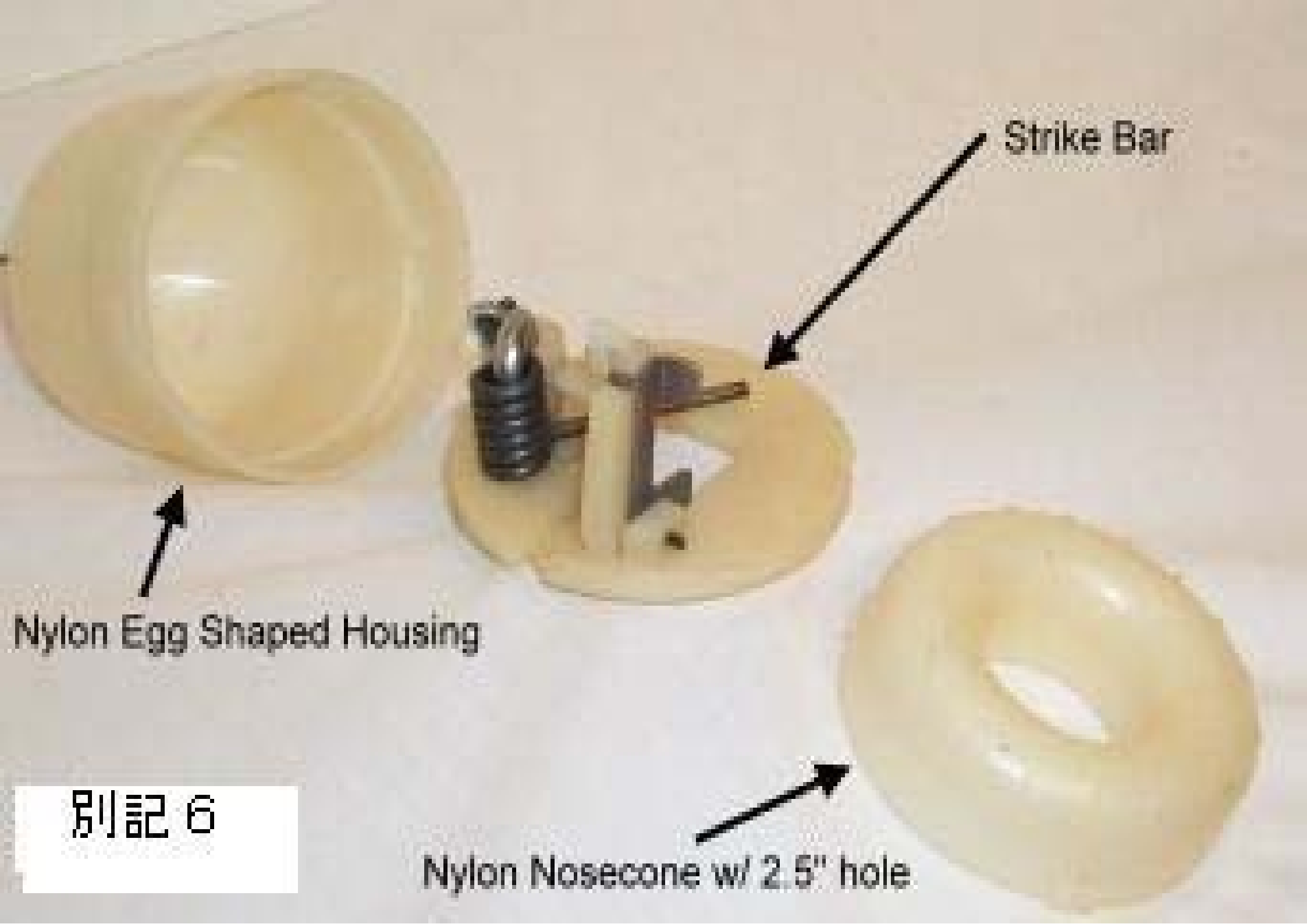
実施主体	北海道
実施主体の住所	札幌市中央区北3条西6丁目
実施主体の連絡先	(電話) 011-204-5205 (担当) 環境生活部環境室自然環境課
防除従事者	事業受託業者名(毎年度契約) (従事者 ほか 名)
防除従事者の住所	事業受託業者住所
防除従事者の連絡先	(電話) (担当)
確認・認定	平成 年 月 日 第 号
防除の期間	平成18年 4月 1日 から 平成23年 3月 31日 まで

(別記5 防除従事者証)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマ及びアメリカミンクの防除従事者証

事業受託業者名代表 

従事者の氏名	(従事者番号)
住所	
防除の実施主体	北海道
確認・認定	平成 年 月 日 第 号
防除の区域	北海道全域
防除の方法	箱ワナ及びエッグトラップによる防除
防除の期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで



Strike Bar

Nylon Egg Shaped Housing

Nylon Nosecone w/ 2.5" hole

別記 6

「北海道アライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳」

北海道の担当者

番号	氏名	住所	職業	捕獲免許	アライグマ等の捕獲歴 または研修の受講状況
1			公務員	有・無	
2			公務員	有・無	
3			公務員	有・無	
4			公務員	有・無	
5			公務員	有・無	
6			公務員	有・無	
7			公務員	有・無	
8			公務員	有・無	
9			公務員	有・無	
10			公務員	有・無	
11			公務員	有・無	
12			公務員	有・無	
13			公務員	有・無	
14			公務員	有・無	
15			公務員	有・無	
16			公務員	有・無	
17			公務員	有・無	
18			公務員	有・無	
19			公務員	有・無	
20			公務員	有・無	
21			公務員	有・無	
22			公務員	有・無	
23			公務員	有・無	
24			公務員	有・無	
25			公務員	有・無	

「北海道アライグマ・アメリカミンク防除従事者台帳」

事業者名：

番号	氏名	住所	役職	捕獲免許	アライグマ等の捕獲歴 または研修の受講状況
1				有・無	
2				有・無	
3				有・無	
4				有・無	
5				有・無	
6				有・無	
7				有・無	
8				有・無	
9				有・無	
10				有・無	
11				有・無	
12				有・無	
13				有・無	
14				有・無	
15				有・無	
16				有・無	
17				有・無	
18				有・無	
19				有・無	
20				有・無	
21				有・無	
22				有・無	
23				有・無	
24				有・無	
25				有・無	

平成 17 年度アライグマ捕獲調査業務処理要領

第 1 目的

現在、北海道(以下「道」という。)では、外来種であるアライグマが野生化し、道央部を中心に繁殖し急速に全道に分布を拡大しており、農業被害等の増大、生態系への影響及びアライグマ回虫等による人への健康被害が懸念されている。

このようなことから、道では平成 15 年 3 月に策定された「北海道アライグマ対策基本方針」等に基づき、アライグマを野外から完全に排除することを最終目標に、過去のデータから各地域毎の特徴に応じて緊急捕獲地域、要注意地域及び要観察地域の 3 地域に区分し、平成 17 年度については緊急捕獲地域での年間 2,000 頭、うち平成 17 年 6 月までに 1,000 頭の捕獲目標を行動計画に定めている。

なお、本業務では、その達成のために緊急捕獲地域を含め生息数が多く、他の地域へ拡散が懸念される地域において拡散防止のための集中的な捕獲と 600 頭分の必要なデータの収集及び分析を目的としている。

第 2 定義

本業務で使用する用語については、次のとおりとする。

1 アライグマ

ネコ目アライグマ科に属する哺乳類であり誰にも所有されていない個体で、かつ道内において生息し、野生化した個体とする。

2 平成 17 年度緊急捕獲地域

アライグマが相当数分布し、既に捕獲実績が高く緊急性が高い市町村で石狩支庁管内では、札幌市、北広島市、江別市、恵庭市、千歳市、当別町、空知支庁管内では、岩見沢市、夕張市、栗山町、栗沢町、南幌町、長沼町、由仁町、北村、三笠市、胆振支庁管内では、追分町、早来町、厚真町、鶴川町、穂別町とする。

3 箱ワ

Woodstream 社製 Havahart Large Collapsible Pro Cage Model1089 又はこれと同形式の方法でアライグマを捕獲できるものとする。

4 エッグトラップ

The Egg Trap Company 社製 egg trap とする。

5 ワかけ日数

夕方の時点でワ及び誘因餌の状態が適切であるなど、夜間に捕獲可能な状態であったワを 1 ワ日とする。

第 3 業務内容及び実施方法

本業務の実施にあたっては、次により関係法令を遵守し実施するものとする。

1 技術指導の実施

捕獲の初期において、箱ワによるアライグマ捕獲経験者を指導者として、捕獲に従事する者に対する技術等研修会を実施し、アライグマの生態等に関する知識及び捕獲技術水準を確保する。

2 アライグマの捕獲等

捕獲にあたっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項(同条第 8 項)に基づく、鳥獣捕獲等の許可を関係支庁に申請し、許可を得るとともに次の方法により箱ワ及びエッグトラップの使用で捕獲するものとする。

なお、本業務の主な目的はアライグマの捕獲と生態等調査であるが、外来種であるミンクについても生態系などへの影響の懸念があることから、箱ワ等に掛かった場合にはアライグマと同様の処置を行う。

(1) 捕獲期間

ア 集中捕獲期間

アライグマの育児期間である概ね 4 月から 6 月までで、この業務にあつては、契約締結後準備が整い次第速やかに開始することし、その日から平成 17 年 6 月 30 日(木)までとする。

イ 捕獲期間

集中捕獲期間を含み平成 17 年 9 月 30 日(金)までとする。

ウ その他の期間

平成 17 年 10 月 1 日(土)から事業終了までの期間とする。

(2) 捕獲対象地域

原則、平成 17 年度緊急捕獲地域とその周辺の要注意地域の市町村とするが、札幌市における捕獲対象地域は野幌森林公園内及びその周辺とする。

なお、次の地区については、この対象地域に含めなければならない。

ア 馬追丘陵地域のうち長官山、馬追山、古山、274 号、丘陵東、丘陵西の地区

イ 野幌丘陵地域のうち野幌南、野幌北の地区(野幌森林公園)

(3) ワの設置場所及び設置方法

個人が業として使用している田畑以外の森林、原野、道路、河川敷等とするが、田畑の周辺、休耕地、通路等など農作物の作付けがない土地や廃屋などの現在使用されていない建物内も含むものとする。

設置にあたっては、当該市町村等の調整を図るとともに土地所有者の了解を得た上で、その箇所に捕獲許可内容等を表示するものとし、河川の増水などでワが水没する恐れのある箇所は避ける。ワとワの間隔は、アライグマの行動域から概ね縦横とも 400~500m を基本として設置することが望ましいが、箱ワを設置する場合で、この方法が効率的ではないと推定できる場合においては、この限りでない。また、ワを撤去する場合には、残った誘因餌などを適正に処理

し、元のとおりとする。

(4) 罠の設置地点数

ア 箱罠

罠の設置地点及び設置期間については特に定めないが、(2)のア及びイに指定する地区については、概ね平成 16 年度と同様とし、詳細については別途協議するものとする。ただし、罠の設置地点は全部で 500 地点以上とならなければならない。

イ エッグトラップ

原則として、野幌森林公園内において 30 地点以上に設置するものとする。

なお、これ以外に設置する場合には道と協議するものとする。

(5) 罠かけ日数

ア 箱罠

捕獲期間内に 11,340 日以上とし、ただし、集中捕獲期間内において 8,000 日以上とする。

イ エッグトラップ

捕獲期間内に 189 日以上とする。

(6) 誘引餌の種類

箱罠用の誘引餌は、原則としてドッグフード、キャメルコン、揚げパン類などとする。これ以外の誘引餌を使用する場合には、別途協議することとする。

なお、エッグトラップ用の誘引餌はハチミツ、ピーナツバター、ジャム又はこれらに類する餌が適当である。

また、捕獲したアライグマには、これらの誘引餌を含め水以外の食べ物を与えてはいけない。

(7) 罠の見回り

設置した罠については、毎日 1 度は見回りをして捕獲日誌によりその状況を記録確認し、必要に応じて誘引餌を補給交換するとともに、アライグマ以外の捕獲動物(以下「混獲動物」という。)が罠に掛かっている場合は、記録後、シクを除き速やかに放逐するものとする。

なお、捕獲日誌の記録事項は概ね次のとおりとする。

ア 確認者名

イ 見回り年月日、時間、天候

ウ 市町村(地区)名、罠の種類及び設置地点を示す番号(以下「設置点番号」という。)

エ 捕獲の状況(混獲動物を含む。)又は捕獲がない場合の罠の開閉及び餌の有無の状況

オ その他特記すべき事項(混獲動物名、足跡の状況等)

(8) 最低捕獲頭数

捕獲期間内に最低 300 頭のアライグマを捕獲するものとするが、その期間内に 300 頭の捕獲が達成できない場合には、その原因を考察した調査書及びその他の期間における罠設置(捕獲)計画書を提出するとともに、その他の期間においても 300 頭を達成するまで捕獲を継続しなければならない。

なお、捕獲期間内に最低捕獲頭数に達している場合においては、その他の期間において捕獲を継続することができるものとする。

(9) 回収、安楽死処置、データの収集方法

アライグマ(シクを含む。)が捕獲された時は、その個体毎に個体識別番号を決定し、次により安楽死処置後、生態データを収集する。

なお、獣医師による安楽死、解剖等の処置を第三者である動物病院等の獣医師に再委託する場合は、委託契約書第 7 条のただし書きに規定するものとする。

ア 捕獲状況の記録

アライグマ(シクを含む。)が罠で捕獲された状態をデジタルカメラで写真撮影する。写真には市町村(地区)名、設置点番号、個体識別番号を一緒に表示するものとする。

イ 回収運送方法

箱罠においては罠を補強し、エッグトラップにおいては逃げ出さないよう箱等に移し、安楽死処置や生態データを記録する施設等まで運ぶ。

ウ 安楽死処置の方法

獣医師によって塩酸ケタシなどの麻酔薬を投与した後、クロホルムなどの安楽死薬を投与するなどして捕獲した個体に苦痛及びストレスを極力与えない方法により安楽死させる。

エ 生態データの記録

(ア) 全個体調査(シクを含む。)

捕獲した全ての個体について、速やかに 4 の(3)に示す生態データを記録する。

(イ) サンプル調査(シクを除く。)

野幌森林公園内で捕獲した個体のうち、最低 20 頭は解剖し胃の内容物を、石狩、空知、胆振支庁管内の地域から捕獲した個体からは、それぞれの地域から 6 頭ずつ計 18 頭以上解剖し、アライグマ回虫の有無を調べ記録する。

(10) 個体等の提供

必要な生態データを収集した後において、学術研究機関等から調査研究用のために個体又はその組織の提供依頼があった場合は、道と協議のうえ対応することとする。

(11) 中間報告

平成 17 年 6 月 30 日(木)までの罠設置数及びアライグマの捕獲数について、市町村別に集計し平成 17 年 7 月 20 日(水)までに 報告するものとする。

3 エッグトラップによる捕獲技術の開発

次について検証する。

- (1) 効果的なワ設置方法(設置場所、誘引餌等の工夫)
- (2) 捕獲個体の確保(拘束)及び搬送方法

4 データの収集と分析

次のデータを収集し、Microsoft Excel に入力したデータファイルを作成するとともに、業務の実施結果を平成 17 年度アライグマ捕獲調査業務報告書として取りまとめ作成する。

- (1) 捕獲地域に関するデータ
 - ア 設置した箱ワ及びエッグトラップ 全ての位置と設置地点番号を示した地図(土地利用図)
 - イ 対象とする地区面積(地区面積は、おおよそワ位置の外側に 200m 拡大して測定した面積とする。)
- (2) ワの設置点に関するデータ
 - ア 市町村名
 - イ 設置位置を示すメッシュ番号(別途、道が示す「平成 16 年度鳥獣保護区等位置図」によるメッシュ番号。以下「メッシュ番号」という。)
 - ウ 各ワの設置期間と状況(設置期間中の各日のアライグマ捕獲の有無、混獲動物、ワの開閉、誘引餌の有無)
- (3) 捕獲個体に関する生態データ
 - ア 捕獲した全ての個体に係る捕獲日、メッシュ番号、設置地点番号、性別、体重、成獣・幼獣の別、泌乳の有無
 - イ 捕獲したアライグマの一部に係る胃内容物及びアライグマ回虫の有無(サンプル調査)
- (4) アライグマの捕獲結果に関するデータ
 - ア 市町村別の箱ワに係る設置期間、設置箇所、総ワかけ日数及び捕獲数
 - イ 野幌森林公園に設置するエッグトラップに係る設置期間、設置箇所、総ワかけ日数及び捕獲数
 - ウ 別に指示する地域におけるアライグマの捕獲結果(100 ワ当たりの捕獲頭数、成獣の割合、推定生息密度、推定生息数、捕獲頭数を示す地図及び捕獲指数)

第 4 成果品

1 成果品及び提出部数

- (1) 平成 17 年度アライグマ捕獲調査業務報告書 2 部
- (2) データファイル 1 式

2 提出期限

平成 18 年 1 月 31 日(火)

3 仕様等

報告書については、A4 版で、北海道グリーン購入基本方針に基づく古紙配合率 100%以上かつ白色度 70%程度以下の PPC 用紙又は古紙配合率 70%以上の印刷用紙(カー除く。)を使用し製本する。

データファイルは、Microsoft Excel 形式のファイルを磁気媒体(フロッピーディスク、CD-ROM 又は光磁気ディスク)に格納したものとす

る。

4 成果の説明

成果品を提出する際には、その成果について説明を行わなければならない。

第 5 その他

1 捕獲個体調査料の支払い

委託契約書第 15 条に基づき、捕獲個体調査料を請求する場合には、個別識別番号を付した安楽死処置を証明する書類(獣医師による証明書)及び写真、生態データを月毎にまとめ提出するものとする。

なお、捕獲個体調査料の支払いは 600 頭(ミンクを含む。)を限度としているので留意すること。

2 留意事項

捕獲等の事業の実施にあたっては、捕獲動物に手を咬まれたり、ワによる怪我、交通事故、々等との遭遇による事故などに十分注意を払い、また、感染症等を防ぐ観点から、手洗い等を励行する。

また、捕獲のあったワや他地域に移設するワ等についても、洗浄消毒し清潔に保つこと。

3 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じ業務担当員と協議して定めるものとする。